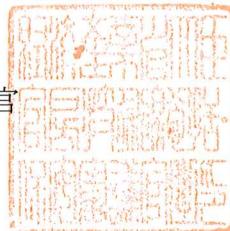


経済産業省

2023年1月12日
令和5年1月12日

三重県知事 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政
省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等につい
て（通知）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の
運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等を別添のとおり改正しました
ので通知します。今後はこれにより運用してください。

経済産業省

20231212保局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年12月15日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、令和5年12月15日から施行する。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び解釈について（20190308保局第5号）新旧対照表
(改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。)

改正後	改正前
<p>別添 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>第 11 条（貯蔵施設）関係</p> <p>1. [略] 2. [略]</p> <p>(1) [略] (2) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であつて規則第 36 条第 2 項に定める要件に適合する者とし、又は貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設に常駐していいること、又は貯蔵施設に近づけず立ち入らないような措置を講じていること。</p> <p>なお、上記の措置はさく、へいを設け施錠等を行うことなど が考えられるが、これに限らない。</p> <p>(3)～(4) [略] 3. ～7. [略]</p>	<p>別添 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>第 11 条（貯蔵施設）関係</p> <p>1. [略] 2. [略]</p> <p>(1) [略] (2) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であつて規則第 36 条第 2 項に定める要件に適合する者とし、又は貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設に常駐していいることを設け施錠等を行うことにより関係者以外の者が容易に入れないようにしていること。</p> <p>(3)～(4) [略] 3. ～7. [略]</p>

2	〔略〕
備考	表中の〔 〕の記載は注記である。